平成２７年（フ）第２０２０号
大阪市平野区背戸口５丁目６番12号　カサエルドラード壱番館502号室、前住所大阪市平野区平野西５丁目８番27号　メゾンドシャンポール305号
債務者　福原　亮子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１１８号
大阪市東淀川区上新庄２丁目７番17号　ロイヤルステージ上新庄402号
債務者　吉武　英昌
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１２１号
大阪府豊中市曽根東町６丁目５番４―701号
債務者　川端富美枝
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１２５号
大阪市浪速区桜川２丁目４番３号　カーサ・ベラ桜川308号
債務者　小山　泰子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８号
岩手県一関市五十人町64番地　コーポマルモⅡ205、前住所岩手県花巻市西大通り１丁目10番44号
債務者　志田　武三
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第２０号
岩手県大船渡市盛町字馬場23番地７　市営住宅盛中央団地１号棟501号、前住所岩手県陸前高田市竹駒町字細根沢53番地
債務者　熊谷　　理
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第４６号
山形市平清水２丁目９番６号　レオパレス平清水Ｂ108号
債務者　長堀　久子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６７号
山形県西村山郡河北町谷地丙203番地の２
債務者　菅原　広美
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３号
岐阜県揖斐郡揖斐川町新宮385番地７
債務者　髙崎　和子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
愛知県岡崎市北野町字二番訳62番地聖和ハウス北野102
債務者　池畑　美記
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
盛岡市中ノ橋通２丁目10―22　フォレストヒルズ101号室、住民票上の住所盛岡市山王町１番13号　ヴィラ山王103号
債務者　小泉　由夏
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３７２号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町31番地９　フェリシード103
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８７号
埼玉県川口市大字東内野615番地　ハイム光Ⅱ202号、旧住所千葉県松戸市二ツ木1253番地の１
債務者　小林由香梨
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３０号
埼玉県桶川市東１丁目９番20号　サンハイツ東102号
債務者　高橋喜久江
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
埼玉県草加市長栄１丁目731番地７　ロマーノフォルマ102号
債務者　高田　　彩
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
埼玉県草加市松原４丁目Ｄ35番106号
債務者　会田　千珠
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
新潟県長岡市西神田町１丁目１番地10
債務者　南　　淳子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係